平成２７年（フ）第３３号
高知県長岡郡本山町本山307番地２
債務者　宮内　雅人
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
高知県南国市篠原1882番地１　カレントハウスⅡ・Ｃ棟206号
債務者　小松　孝志
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３３号
埼玉県蓮田市大字黒浜2605番地８
債務者　廿野　和夫
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
埼玉県久喜市古久喜235番地２　エルディム細川201
債務者　日高　広宣
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
埼玉県川口市大字安行原59番地の２　ミタマⅢ103号
債務者　志村　親哉
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用1208番地７　読売新聞坂戸鳩山店内201号
債務者　山際　千秋
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4291番地１
債務者　坂本　順子（旧姓前川・杉原）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
北海道旭川市東３条２丁目４番21号
債務者　船木　康子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
北海道旭川市神楽５条６丁目２番12号　宝楽マンション２－３号
債務者　齋藤　英樹
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
北海道旭川市神居８条11丁目１番６号　グリーンチャイムⅡ201号
債務者　三浦小百合（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
釧路市緑ケ岡２丁目６番23号　グリーンハイツ２－２
債務者　菊池佳己こと　菊池　佳巳
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０３号
横浜市磯子区磯子３丁目７番７号
債務者　北條　武己（旧姓絹川）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
東京都町田市金森２丁目34番６－209号
債務者　齋藤　直道
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
静岡県湖西市新居町新居3380番地の525、前住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8991番地の21
債務者　柴田　友子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８３号
静岡県湖西市境宿395番地の37
債務者　森田　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11－610号
債務者　田口　彩香
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８２号
大阪府吹田市垂水町１丁目46番22号
債務者　加藤　誠及
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部